

(2026年6月5日発表)

市内食品事業者に対する食品表示法に基づく措置について

静岡市は、静岡促成株式会社(静岡県静岡市葵区流通センター1番1号)が、販売する生鮮農産物(白ネギ)について、食品表示法(平成25年法律第70号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準(平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。)の規定に違反する表示を行っていたことを確認しました。

このため、本日、当該事業者に対し、食品表示法に基づく指示を行いました。

【経過】

- (1)静岡市は、2026年4月9日から2026年5月14日までの間に法第8条第1項の規定に基づく立入検査等を実施しました。
- (2)この結果、当該事業者が販売する生鮮農産物(白ネギ)について、以下のとおり一般用生鮮食品として小売業者に販売していたことを確認しました。
 - ア 原産地が「中国産」であるにもかかわらず、「長野県産」と事実と異なる表示をし、少なくとも2025年11月16日から2025年12月18日までの間に5,098.5kgを販売した。
 - イ 原産地が「中国産」であるにもかかわらず、「青森県産」と事実と異なる表示をし、少なくとも2025年11月23日から2025年11月24日までの間に553.5kgを販売した。
 - ウ 原産地が「中国産」であるにもかかわらず、「茨城県産」と事実と異なる表示をし、少なくとも2025年12月28日から2025年12月31日までの間に1,130kgを販売した。

【措置】

静岡促成が行った上記(2)の行為は、基準第18条第1項の表の「原産地」の項の規定に違反することから、静岡市は当該事業者に対し、法第6条第1項の規定に基づく以下の内容の指示等を行いました。

- (1)販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の商品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2)販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に関する認識の欠如並びに食品表示内容の確認及びその管理体制の不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因の究明及び分析を徹底すること。
- (3)(2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- (4)役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5)(1)から(4)までに基づいて講じた措置について、2026年7月6日までに静岡市長宛てに報告すること。

【別紙資料等】

有(参考1)事業者の概要、(参考2)関係法令抜粋

【問い合わせ先】

観光文化・市民局 生活安全安心課(静岡庁舎新館1階)担当:中島、澤木 電話:054-221-1054

参考1 事業者の概要

静岡促成株式会社の概要

法人番号	708000100024252
法人名	静岡促成株式会社
代表者	代表取締役 渡邊 大洋
本店	静岡市葵区流通センター1番1号
設立	昭和51年1月13日
資本金	1400万円
事業内容	1 青果物及びその加工品の卸売 2 第一種貨物利用運送事業 3 前各号に附帯する一切の業務

※登記簿(法人番号は国税庁公表サイト)等から抜粋

参考2 関係法令抜粋

食品表示法(平成 25 年法律第 70 号) 抜粋

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2~6 (略)

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

(指示等)

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2~8 (略)

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第八条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対

し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2～9（略）

（権限の委任等）

第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2～3（略）

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行うこととすることができる。

5（略）

食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号) 抜粋

（横断的義務表示）

第十八条 食品関連事業者が生鮮食品(業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。)を販売する際(設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。)には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

(略)	
原産地	次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあつては、第十九条に定めるところによる。 一 農産物 国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名をもってこれに代えることができる。 二・三・四 (略)

2（略）